(平成12年4月1日施行)

「都市計画法第34条第4号」に規定する農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しく は加工に必要な建築物とは、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該市街化調整区域内における生産物の処理、貯蔵、加工のための施設であること。
- 2 次の業種の用に供する建築物であること。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、 動植物油脂製造業、精穀・製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一 般製材業、倉庫業等。

- 3 原料は当該許可申請の対象となる土地の同一市街化調整区域内の生産物を主としていること。
- 4 生産物の処理加工について、生産地においてすみやかに行なう必要があること。また、原料 の供給量が継続的に確保されていること。
- 5 製造された製品の需要が見込まれ、事業の継続性があること。
- 6 申請建築物は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 7 当該土地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。